

『机の塵』について

高橋昌彦

江戸時代中期の随筆『机の塵』については、早くに日野龍夫氏による解説（『机の塵』、『日本古典文学大辞典』第四卷（岩波書店・一九八四年）所収）が残る。それによると、伝本は京都大学文学部蔵本のみで、著者不詳、寛政十三年（一八〇一）正月の栗里道人序とある。内容については解説をそのまま引いてみる。

【成立】記事中に明記してある年次の最も新しいものが元文三年（一七三八）なので、それを下ること遠からぬころの成立か。取材対象の人物の階層が広く、時代も長期にわたるので、著者自身の見聞の筆録ではなく、既存の種々の書物から好みの話を抄出して成ったものである。京都を舞台にした話が多いので、著者は京都の人と思われる。【内容】少数の例外を除いて、近世初期から中期にいたるまでの公家・武家・庶民さまざまな人物の逸話六十三条を集めたもの。概して風雅洒脱の話題が多い。たびたび登場する人物としては、近衛信尹・徳川光圀・有馬涼及（医師）がいる。庶民では、二世市川団十郎が俳書『父の恩』を刊行して、身分をわきまえざるものとしてお上の注意を受けたこと、井原西鶴の浮世草子にも登場する京都の幫間神楽庄左衛門の素性、左甚五郎が祇園祭の鯉山を彫刻したこと、などの話がある。加賀藩主前田綱紀が將軍の御成を迎える座敷を吉良上野介に検分された際、万端の準備を整えていて、吉良のいかなる意地悪にも即座に対応できたという話

は、元禄十五年（一七〇二）四月のこととされているところからして浮説であろうが、「忠臣蔵」の発端を裏返しにしたような巷の噂として面白い。と興味をそそる内容ながら、これまでに翻字や影印はなかった。幸いにして執筆者もまた、同書を架蔵している。

その書誌は、写本五卷二冊。寸法、縦二十三・六糎×横十六・七糎。外題・内題とも「机塵」。構成は、序―四丁・卷一―十七丁・卷二―二十五丁（以上一冊目）、卷三―十五丁・卷四―十三丁・卷五―十五丁（以上二冊目）。卷五末に「天保五年甲午仲春 玉洲外史書写」の識語があることから、江戸後期～明治期の篆刻家長谷川延年の書写本とわかる。裏見返しに「浪華／韜光斎蔵」と刷られた紙が貼られており、その上に朱印「叢光斎」が捺してある（図版）。各冊頭には蔵書印「長谷川／蔵書記」「博愛堂／図書記」（以上、延年の印）、「烏江文庫」「伊達」が見える。「烏江文庫」は、大正～昭和期の大阪船場の医者・俳人であった中川烏江の印。「伊達」は縦横九糎の方印であるが、不詳。本文は一面八～九行、各条は一書で始まり、日野氏の解説と同じ六十三条からなる。他の本文と校訂したものか、あるいは写した原本のままか、卷三の31・39条には本文と同筆で書き入れがある。

前掲解説にあるように、その成立は十八世紀半ばと考えられるが、試みに『日本随筆索引』等を利用して、目にし得た同話・類話を探してみると下記の表のよ

うになった。『桃源遺事』(元禄十四年成)『本朝世事談綺』(享保十九年刊)『月堂見聞集』『輜軒小録』あたりは、本書より早い成立となるのだろう。『諸国里人談』(寛保三年刊)やいくつか話の重なる神沢杜口『翁草』(安永五年序)とはほぼ同じ時期と言えるだろう。偶然かどうかかわからないが『異本翁草』巻五には「机の塵」という表題が見える。両書に何らかの関係があるのではと推してみたいが、残念ながら現時点では不明なままである。同名異書の『机の塵』の存在も古典籍総合目録データベースによって拾うことができるため、諸書を雑纂した本としてはありがちな名付けであったと考えられるからである。『近世崎人伝』(寛政二年刊)『閑田次筆』(文化三年刊)等は、本書より後の成立と言えるため、影響を受けたのではとも考えられる。しかし、有馬涼及の逸話は『近世崎人伝』巻五に載るものがよく知られているのだが、本書所収の話とはほとんど重ならない。広く流布したものとは言えないようだ。だからこそ、これまでに指摘されることのないような興味深い話も散見でき、翻訳する価値は十分にあると言えるだろう。

翻訳凡例として、底本に句読点や濁点はなく、適宜執筆者が付した。また、漢字は基本的には通行体に直している。明らかな誤字脱字には傍らにママを付した。条頭の算用数字は執筆者が便宜上付したものである。

表

| 条 | 内容 | 話の年次 | 同話・類話の掲載された作品(一部を含む) |
|----|-----------|------|---------------------------|
| 卷一 | | | |
| 1 | 桜木勘十郎 | | 「海録」巻十三 |
| | 表具屋太兵衛 | | 「異本翁草」巻三に一部、「近世崎人伝」巻四に一部 |
| 2 | 苗代兼以・近衛応山 | | |
| 3 | 本阿弥光悦 | | 「続近世崎人伝」巻二に一部 |
| 4 | 徳川頼宣 | | |
| 5 | 伏見宮の姫 | | |
| 6 | 久米瑞庵 | | |
| 7 | 阿蘭陀船の崑崙奴 | | |
| 8 | 博多長正寺の法馬 | 正徳四年 | 「翁草」巻四十八・「輜軒小録」二月堂見聞集」巻十五 |

| | | | |
|----|----------------|-------|--------------------------|
| 9 | 近衛准后 | | |
| 10 | 林道春・吉田了意 | | 「羅山文集」巻四十三・「羅山詩集」巻五十八に原拠 |
| 11 | 白小袖、本因坊算妙 | | |
| 12 | 千利休・小堀遠州・千宗旦 | | 「翁草」巻三十八、「茶窓閑話」に一部 |
| 13 | 寝物語と金橋 | | |
| 14 | 中御門院のなぞ歌 | | |
| 15 | 京都市中廢宅の呪い | | 「翁草」巻三十九・「異本翁草」巻十三 |
| 卷二 | | | |
| 16 | 有馬涼及(広島行) | | |
| 17 | 有馬涼及(京都追放) | | 「異本翁草」巻十二に一部 |
| 18 | 有馬涼及(娘の嫁入り) | | |
| 19 | 享保年中紅毛人献上物 | 享保年中 | |
| 20 | 享保十六年西本願寺での見物 | 享保十六年 | 「月堂見聞集」巻二十四 |
| 21 | 鯨波の屏風 | 享保六年 | 「月堂見聞集」巻十二に一部 |
| 22 | 菓子小原木 | | |
| 23 | 吉原遊女九重 | 享保十五年 | 「月堂見聞集」巻二十二 |
| 24 | 市川團十郎(足駄事件) | 享保十五年 | 「旧記拾要集」十一 |
| 25 | 市川團十郎(俳書「父の恩」) | 享保十五年 | 「市川栢庭舎事録」巻五に一部 |
| 26 | 応声虫 | 元文三年 | 「閑田次筆」巻四 |
| 27 | 左甚五郎 | | |
| 28 | 弁内侍と桶正行 | | 「吉野拾遺」・「梧窓漫筆」三編巻下 |
| 卷三 | | | |
| 29 | 細川三斎 | | |
| 30 | 武家官名(水戸黄門) | | |
| 31 | 中田官左衛門と鬮籠盃 | | 「閑田次筆」巻四に一部 |
| 32 | 所司代的一条家への挨拶 | | |
| 33 | 角倉姓の由来 | | |
| 34 | 近衛家の庭桜を詠んだ歌 | | |
| 35 | 小野お通 | | 「異本翁草」巻十五 |
| 36 | 浄瑠璃 | 享保九年 | 「本朝世事談綺」巻三 |
| 37 | 堀兼の井 | 享保九年 | 「諸国里人談」巻四。本文に「武蔵諫徴記」とあり。 |
| 38 | 亀の札 | | |
| 39 | 藤堂高虎 | | |

| | | | |
|----|-------------|-------|----------|
| 40 | 京都古町新町 | | 〔翁草〕卷二十五 |
| 41 | 伏見城 | | |
| 卷四 | | | |
| 42 | 虎の皮 | | |
| 43 | 木村惣左衛門 | | |
| 44 | 有馬温泉阿弥陀堂 | | |
| 45 | 美濃国老女の長寿 | 正徳三年 | |
| 46 | 牛病と近衛応山の歌 | | |
| 47 | 白魚 | | |
| 48 | 桐の葉 | | |
| 49 | 太鼓持 | 貞享のころ | |
| 50 | 亭主の発明 | | |
| 卷五 | | | |
| 51 | 紀州蜜柑の保存 | | |
| 52 | 稲荷山の奇事 | | |
| 53 | 坂田藤十郎 | | |
| 54 | 天竜寺と相國寺の争論 | | |
| 55 | 水戸家の倭約 | | |
| 56 | 水戸光圀 | | 桃源〔西山〕遺事 |
| 57 | 水戸光圀 | | 桃源〔西山〕遺事 |
| 58 | 水戸光圀 | | 桃源〔西山〕遺事 |
| 59 | 水戸光圀 | | 桃源〔西山〕遺事 |
| 60 | 加賀前田家と吉良上野介 | 元禄十五年 | |
| 61 | 油日屋仏右衛門 | | |
| 62 | 大黒屋藤蔵 | | |
| 63 | 三文字屋平左衛門 | | |

【翻字】

序
机の塵てふ名おへる書五卷、何人の物し置けむかしらね。上はやむごとなきかたを始め、中は弓矢おえる物のふ、或は世にすねたるしれもの、下はあやしの賤の

『机の塵』について（高橋）

女賤の男まで、その嘉言善行風俗洒落なる、其余奇事奇物唐のやまとの何くれとなくかひつけ侍る。もはら国初より下つかたの事にして、其人親しく見し事、あるは聞伝へし、あるは正しからぬは、つばらに問求めたる、みなくまめしき事ともとおもはる。わが邦いにしへ上つかたの世は、国史をはじめ物語にもみゆれど、近き世になりては伝えもはかくしからず。あるはつたへもて来るも、いはゆる東野の語にして、こゝろえぬ事こそ多けれ。こは其流にあらざれば、見る人世の盛衰をかむかへ、時の汚隆をいため、觚の觚ならぬをさとし、かつは好事の人々の願をとくべきもあらむかし。此書何がしのぬしの更に繕写し、はたこれが首に物せよといふ。さるにおのれさりし年の除夜に、塵つもる年の机や守夜かなといひ出しが、今やこの書の名にあへるもいとおかしくて、独うなづきてかひやりぬ。

ゆるき政十まり三辛酉の年はつ春 栗里道人しるす

机塵卷之一

(一) 一 夫子の曰、古之愚也直、今之愚也詐而已矣と。宜なる哉。昔の人は偽り飾ることもなく、実躰のまゝ、振廻し。往昔室町三条の南に、桜木勘十郎といへる人あり。古器什物古書古画の目利者なり。世に嶋の勘十郎と異名せり。衣服より足袋下帯に至り、色々の鳥を着用し、扇子脇差柄糸鏝印籠草履に至るまで、嶋ならずといふ事なく、朝夕飲食大こん午房の煮物にいたる迄、平皿へ嶋の模様を盛らせしとなり。是によつてかくは名付し。然れども、まげて異を好むにはあらず。たゞ天性このみし故なり。先家居も世に珍らしく、表二階より櫺子格子もさまざまの唐木にて嶋に組立、店先に堺格子といふ物を立、此所に大きな立貫木有。此貫の木、青貝の唐木模やう有。庇の大垂木などは、細き紫竹寒竹にてさまざまの鳥に組せ、扱中庭に泉水有。是に金魚銀魚あまた放し置、此処より居間の二階へ梯子を懸たり。此はしご唐様作りの葱宝珠高欄付にて、中庭の北面は隣の壁なり。これを白壁にぬり、一面に墨画の山水を画がかせ、さて二階の畳一面の嶋、南北の平壁さまざまの画

あり。天井は紙張天井にて絵をか、せ、真中に渡り三尺ばかりなる大円鏡を堀入れ有。今おもへば、古風躰の物好にてありし。

又、此頃烏丸四条の北に表具師太兵衛と言人有。是も異やうの人物なり。長き烏巾をかぶり、羽織打着つ、寒竹の八尺計なる杖をたづさへ、腰に白銀のひやうたん、同じく大印籠を提、これに酒肴やうの物を入れて、風日長閑なる時は、祇園清水又は北野辺へ伴ふ友もなく、ひとり嘯き歩行楽しまれし。祇園西門の石階の上、或は清水地主の宮の岸頭などへ座し、眼鏡などにて往來の人を覗き、又懐中より名画の小軸を出し、竹杖の枝に懸て詠め入、かの腰なる酒肴物にて、独り数盃をかたむけし躰、人にも恥ず、貴客にもおそれず、いか様仙人の様にも見べし。是等の人物、偽りかざるものにてもなく、実に此風流をみづから面白く覚ゆと見べし。当世ならば中々他の者は左はいわじ。此表師は細工も上手にて書画もよく目利せし人なり。

(2) 一 仙台陸奥守殿に苗代兼以といへる連歌師有。いまだ京都に有し時、近衛応山公へ御出入いたし、折々歌など御覧にいれしに、連歌の口気なりとて毎度御わらひ遊ばされ、自分にも口おしく思ひ居たりけるが、或時、題知らず、

是もまた入逢の鐘にちりやせん外山の桜色づきにけり

此歌を讀出し、人も宜しきと申せし故、此度は小倉殿を以て応山公へ、知る者の讀し歌とて御覧に入下され候やうにと御頼み申置、おのれも早々より御前へ伺公せし所へ、小倉殿くだんの歌御持参なされ、御覧にいれしに、宜敷歌也。しかし連歌の口気也と仰られし。是にて兼以も我を折、扱々はづかしき御事に御座候。是まで私しが歌、毎度連歌口と仰られし故、連歌口歌人口とて差別は有まじきに口惜き事とおもひ候故、小倉様を御頼み申、別人の歌にもてなし御覧に入候に、扱々恥かしき事に御座候。とてももの御事に連歌体の口気の所、御直し被下候は、心得の為にもなり、有がたく候はんと申上しかば、いかにも能心得也。此歌一昧よろしく出来たり。直し取せんと仰られ、外山の梢色づきにけりと御なをし遊ばされ、此桜の字にてよく心得べし。是連歌の口氣にて無益の念入所なり。小兒にても入逢の鐘に散るといひ、外

山といへば桜は勿論しれたる事也。此わかちにて、余はなぞらへ知るべしと仰られしとなり。

(3) 一 青蓮院宮尊純法親王、つねづ諸門弟に仰られしは、みなく稽古能候て能書に候へども、何れも古人の筆法に泥みて放れず。何とぞ自分一家の流を書出し申されと仰られしに、近衛応山公・八幡の滝本坊・阿弥光悦此三人おのく一流を書出されしなり。何れも元來は御家流也。滝本坊は御家の皮を得、近衛殿は肉を得、光悦は骨を得たりと也。或時光悦坊近衛殿へ参りしに、応山公の仰に、当代天下に筆法を得たらん者は誰ぞやと御尋ね遊されしかば、光悦指折て、先といひ、次に御前、三番は滝本坊、四番五番は誰々と申上し時、応山公の仰に、先といふて次に予を数べしが、まづといふは誰ぞと御尋ねありしかば、光悦、おそれながら私にて是有やと申上しかば、大ひにわらはせ玉ひし也。

(4) 一 紀州南龍院殿、御城内御座鋪の障子を新に画をか、せられて、見事に出来して御見分に御出なされ、御傍小坊主に御腰の物を持せられ、一と間く御覽なされ奥へ御入有し時、此小坊主襖の絵に見とれ居て殿の御入もしらず有し内、殿には大切の御腰のもの役隨身もせず跡に残るを、小兒といへどもことの外の御いかりなされ、呼出し御手討にも及ぶべき御気色に見べし折、御近習の侍何がしとかやいふ者、小坊主を引ふせ、扱々おのれは悪き奴かな。御大切の御腰物を持たながら御前の御隨身におくれ候とて、扇にて用捨なくさんくんに打し体、あまり手ひどく打殺すべき様にも見へしかば、殿はかへつて不便におぼし召けるにや、さなせそ、子供の事なればと御意有しとひとしく、扱々おのれは仕合者かな、御免被遊候、有がたく奉存、御礼申上候へとて、御次へ退出させける。左もなくば御手討にもはかられず。惣じて人の怒氣をしづむるは此作りやく有べき事にこそ。

(5) 一 臥見様の御姫君様、江戸にて紀州様へ御入輿あり。或日春雨のふり出しけるに、御殿よりはるか向ふの亭にて、雨を御らんなさるべしとて御手かさ召れしに、勝手遠きゆへに延引して、殊の外御ふけうにみへし時、壱人の

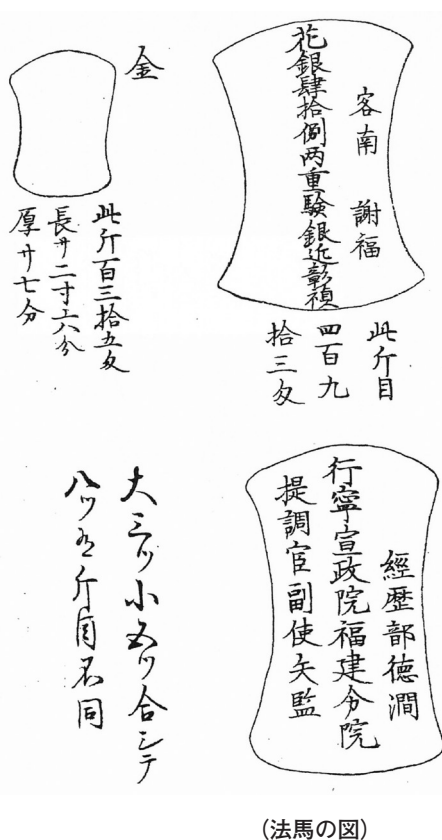
女中其ま、御衣桁の御小袖を持出、是を召て御出遊ばされ候へといひしゆへ、則此小袖を御かつきなされ、亭へ御出有て御慰みなされ、其後御傘も来り、御帰りにて御傘をさ、せられ、先の小袖は其方に遣はず、かつき帰れと仰られし、此女中拝領の小袖を部家にて熨斗にてかわかせ、打かけて御礼に出しかば、よくく此作意御意に入しにや、また別の小袖を出させ玉ひ、其小袖は濡つらん。是を着よとて、また拝領せり。此女中發明ゆへ、時のけうをさまざま、風流に小袖をかつき召させしゆへ、御機嫌にかなひ面目を得たり。

(6) 一 洛下に久米瑞庵といへる外科医者あり。本肥前長崎の産なり。長崎に有りし時、自分の持山に至て古き杉の大木有しを板に挽せんとて、木挽を雇ひ大鋸にて挽せしに、半に至り何分ひかれず。鋸の目も損せし故、木の節にもあらず、かたぐ不審なる事なりとて研せ見しに、八郎為朝といふ銘あざやかに顕はれしゆへ、是は希代の物なりとて、柄をすげ手鍬となし、今に居間に掛有とかや。

(7) 一 先年長崎へ阿蘭陀船着岸し貨物売立て満帆の時、公儀より数多の赤銅を下され、奉行所の門外へ山のごとく積置しに、老人の崑崙奴此銅の積しを見て、さめくと悲泣しける。奉行所にもあやしみ玉ひ、通詞を以てやうすを尋ねさせられしに、崑崙奴がいふは、私は本国にて下賤の者にて、此度荷主カヒタンに銅壺本に一生涯を売切て来りしなり。かく計大切な物日本にはいか計沢山に有候哉と不覚のみだをながし候と申せし故、奉行所にもあわれに思召て、銅を式拾本下されしかば、大に驚き失声してよろこびける。其翌年阿蘭陀船また着岸せしに、一蛮人通詞を以つて奉行所へ御礼に上り度よし申、種々の珍貨を礼物として礼に出ていわく、私義は去年御奉行より大分の銅を下され候。夫ゆへ身上自由になり、其余慶を以て此度御礼がてら貨物を仕こみ、日本へ渡海仕候とて、かへすぐ恩を謝しける。此様子にて銅を重宝する事知るべし。

(8) 一 筑前国博多に長正寺といへる寺あり。此檀那の先祖より代々の墓ありし

に、甚水つき毎々損せしによつて、住持にことわり改葬せしに現に墓地を掘返し、壺丈計下に大分の緑青出しゆへ、人々あやしみて尚掘返しければ、大きな壺を掘出す内にもまた緑青余ほどあり。壺の中を見れば黄金の鳳凰一双・同龍の目貫一双・丸き環のやうなるくさり幾筋もあり。また金銀の法馬数十あり。銀の法馬は京都へのぼせ銀座にて易ると也。代銀凡百三十拾貫目ばかりのよし。右の趣国主へ申上しに、公儀へ献すべきものなれども、墓地より出し物なれば寺の資料に仕るべしとて下されしと也。金の法馬もみなく京へ登せ金座へ遣はし引かへしとなり。



(法馬の図)

此一件、或曰、筑前福岡正福寺での事ならんと也。正徳四年甲午六月なり。(9) 一 一つの比にや、近衛准后吉田へ御参詣遊ばされしに、御ともに御出入の去医師をよび近習の侍五六人召つられ、吉田山より御下乗なされ、御歩行にて真如堂へ御参詣ある道すがらの茶店より、小女どもうち出、御立よりなされませ。御酒召されよ。或は、豆腐餅やうの物召れ候へと家ごとにかまびすく呼かけけり。准後の仰に、扱々親しみ深き者どもかな。よきに挨拶つせよと御どもの御仰ありしゆへ、件の医師、所望になしくと人々へ答へてとふられけるとぞ。貴人方は下様の事御存知なく御叮嚀なる事知るべし。此度

入道遊ばされ、吉田神楽岡の春日社へ御暇乞に御参詣也。

- (10) 一 林道春は本米屋又三郎とて新町錦小路辺の人なり。幼少より聰明にして学問を好みしが、其時分には板本の事も少なく、大部の書籍は多く官家歴々の文庫にのみ秘し有し史記といふ書、何卒よみ度おもはれし候とも知る方にもなし。爰に嵯峨角倉吉田了意が許にあるよし聞および、立こし懇望せしかど中々借申さず。達て望まれしかば、然らば此方へ参り候て読申されと申す。されども家中の妨なれば何とぞ一冊づ、宿所へ借下され候やうに歎かれしゆへ、其親切をかんじて史記一冊を借しければ、大によるこび礼をのべ、宿所へ持帰り昼夜に書写せられて、五日く々に嵯峨へ持行て全部を終に書写しけると也。今に此史記の写本林家の青蘊として有よし。嗚呼、古人の苦学斯の如し。宜なる哉。其博文強識、実に一代の大儒たる事、羅山文集を閲するに、去方より甜瓜を送りしを、返事に忽卒に詩を賦し謝するに、瓜の古事凡二十件も引れし、此翁の胸中五車にも余まる事を知るべし。

- (11) 一 応仁文明の比、兵乱にて世の中一日もしづかならず。殊に京都は戦鬪の場として内裏の有様衰微、爰に極りぬ。これによつて大礼大祀も中々行なわれず。たま／＼恒例の節会といへどもかすか成事也。此比の公卿白小袖借り用ひらるとなり。束帯の時は下着白無垢なり。此代より白無垢たがひにかしかるといふ事有て、此日白無垢入らる、箱あり。大きき普通の文箱のごとし。何とて此箱へ小袖の入らんとおもふに、白無垢といふは白き小袖の表襟なり。此襟を小袖にまどふて装束の下着に用ひられしとぞ。わづかの絹の衿さへおの／＼所持もなくて、互ひに借用ひられし事、朝廷の衰微おもひ知るべし。此文箱のごとき箱を白無垢箱といふ事おかしき名称なり。東照宮の御時、御前へ基所の算妙召されて囲碁を御覧有しに、白無垢を三つかさねて着たり。神君御覧有て、其方はよき小袖をあまた重ね着たりとて衿をひらき見給ふに、下着二つは木綿の布子に白絹の衿をかけたなり。大ひにわらわせ給ひて、尤かくこそあらめと甚だ御しやうび遊ばされしと也。

- (12) 一 或人、数奇屋の庭物好を利休へたづねしに、古詩の一句にてこたへし。

青苔日厚自無塵と。また小堀遠江守殿へ尋ねしに発句にてこたへられし。朧月夜海すこしある木の問哉。また宗旦へ問ひしに是は和歌にて答へられし。心とめて見ればこそあれ秋の山ちかやにまじる花のいろ／＼。おなじ茶湯の和尚なれど物好は心々にかわるなり。まづ利休は幽玄にすることにきれひなり。遠州は閑静のおもむき深くものさびたり。宗旦は詫体余りて細かなる事に心付しなり。

- (13) 一 江州仲山道柏原の宿の東に小川有。これ江州と美濃との国境にて美濃と近江の寝物語と世にいへり。また八幡の西橋本の下に金橋〔此川を金川といふ〕、此橋より東西へ限り、山城河内の境川なり。また此川向ひは上枚村鶴殿むらとて摂津の国なり。此橋辺の人は三国の鶏声をきくといへり。さもこそあらん。寝物語にはよき対ならんかし。

- (14) 一 中御門院勅製とて、或人語られしなぞ／＼の御歌

秋風のはらへば露の跡もなし萩のうわ葉は乱れてもちる

是を月と解なり。意は上の句露の跡なければ、つ文字なり。下の句のはきのうへ葉を散らすれば、き文字残るゆへ、月ととく也。幽玄成るその御聖作なれども、文殊もこれは得解玉ふまじ。法皇御所にも遊ばされしと聞ゆ。四国の片名此などを麻糸と解。心は阿波・讃岐・伊予・土佐、これかた／＼の名あり。又待宵に更行鐘のこへきけばあかぬわかれの鳥は物かは、此歌も上の句を来る問うし(車牛)、下の句をはなれうし(放牛)と解也。またびびび、光国の刀ととく。備前・備中・備後三国の片名なり。是等は法皇勅製のよしなり。

- (15) 一 室町通の北に小山といふ所有。此町に大家有。数十年廢宅となりて住人さらになし。たま／＼人住ば半年ばかりの内に、わづらひ付て死するゆへ、人みな恐れてのぞく者もなし。後には人とらせんといへど、もらふ人もなし。爰に隣家に蒔絵師あり。あたひなく只呉られ候はゞ、我等もらひ住んといふ。家主幸ひの事なりとて譲りやりぬ。扱老人は隣家ありながら、家もあらまし掃除させ、毎日隣町より通ひ、奥の一間にて絵を書居て、食事茶なども隣町

より持来りて、二ヶ月ばかりくらしける内、さして何のあやしき事もなし。大屋鋪地故、裏に大根作り置てありしが、或日小者にいひ付て、大根引せ洗はせなどして、うらなる井戸の傍に六尺計の大石あり。此石の上に大こんを置しに、不思議なる哉、此石より湯気の如き煙立けるを、老人怪みて此石へ水をかけさせみれば、ひたもの煙立ゆへ、いか様このいしの下こそあやしけれど、かれこれ人を集めて此石をほらせけれど、根込深く七八尺も堀もて行見れば、底に何やらん黒き物見べしゆへ、扱こそとて町内へ人を廻し、大勢にて其傍を堀みれば、背黒く腹赤く眼おそろしき大蛇と見べし故、これこそ伝聞し毒蛇ならぬ、とり逃しては大に人の害ならんとて、井にはふたをし其廻り四方に板囲して、大勢手ごとに鷹口熊手やうの物にて彼石を大繩にて引おこしければ、太さ式尺計に長さ八尺もあらん大蛇なり。恐しなんともいふ計なし。大蛇はあちこちはしり廻りしかど、大勢にて有ま、念なくた、き殺しけり。扱大蛇の死骸は深山へうづみしともいふ。又淀川へ捨しともいふ。其後かの大石は勿論、其辺の土まで堀捨て井はつぶせり。蒔絵師は是より此家へうつり居て、何事もなく子孫までも長く盛へり。人みな此老人の智慧深き事をかんじあへり。

机塵卷之二

(16) 一 有馬涼及は医術に精して、其名世に聞へけり。然れども生得氣随我俣にて有ければ、名医ゆへ人もゆるしてけり。一年松平安芸守殿〔芸州広島の城主也〕大切の病氣にて、京都にて名医をえらび下し候様にとて、国より使者を上させ、京屋敷にて留守居と集會し、誰かれと医者をえらび涼及に一決せり。早そく使者は涼及が宅へ招請に行しに、おりふし涼及茶を挽居しが、平生能を好みし故、仮面をかけ謡をうたひ居ながら、使者に對めんし使者のおもむきを聞、いかにも夫はいまだりやうじも有べき病人なり。下向しつらめとも我等申樂をこのみ、近日能をなくさみ舞ふなれば、此度は下るまじといふ。使者のいわく、尤能の御催しはさる事に候得ども、それは御慰みの事な

り。病人の事に候得ば寸陰をあらそひ候。快氣も候はゞ。国方にて役者へ申付、御慰みに催し申べき間、是非く御許容下さるべしといへば、涼及ようく納得し、然らば下向せん。然しか程まで稽古せし能、国方にてしかと舞されよと約し、俄に用意せり。使者留守居ともに大に悦び、則夜舟にて大坂へ相伴ひ下る。藏屋敷にて馳走様々ありぬ。御座船をしつらひしに、此に至て涼及がいふ。我等船は殊にきらひなり。陸にて下りなんといへば、使者も甚だ難渋し、他用とも候はゞ御好にも任せん。なれども急なる病人片時も急ぎ申たく候。何分船にて下り候へといへども、船にては下らじといへば、使者大ひに怒り、大切なる主君の命を頼みし其方故、京都より爰にいたるまで種々の我ま、堪忍せしに、此期に臨んで船に乗まじといふや。唯一討にせんと眼色変じていかりしに、涼及思案し、尤なる事。使者の身にて暫時も心せくは忠義也。我一生船にのらざれども、此度は船にて下らんとて船にて下りけり。扱芸州にて薬も応じ、五六日中には殿の御病氣大きに驗機を得られし故、家門の悦び大方ならず。此使者は涼及が望みに任かせ、逗留中馳走役に付られしに、京都にての約束とて能も興行あり。半月計逗留しける。殿の病氣も快氣に及び、涼及帰京の時、殿より以下御家門・御家中、大分の饒別、京迄の見送りには馴染のものなればとて右の使者を添られけり。大坂藏屋敷にて休息とて一兩日とうりうし、此使者なじみも深く互に心解念頃になりしが、涼及がいわく、是まで殿の馳走、我も爰にて使者へ馳走せんとして、彼是めしつれ新町へ連行、昼夜の馳走に賜の物も尽せり。空手にて使者と共に家に帰りけると。涼及が氣象、俗を脱れて種々にまかせし事、毎度ありけれ共、医術上手故に人に用ひられけり。

(17) 一 女院御所御不例にて涼及を召れしに、折ふし将棋をさし罷在しが、早速勅命に應ぜず、違勅のつみとて京都追放せられし時、洛東岡崎村に中井可休といへる知音懇意なるゆへ、住居着の中しばらく可休の庵に寄宿せり。其後伏見に家をかり立退くと聞へし故、洛中にて涼及がこん意の富家ども、金銀の饒別数多集り寄りし。爰に涼及が日比出入の道具屋何某、此時暇乞に岡崎

へ訪ひ来りしかば、涼及悦び大方ならず。さて其方持參の包物には何か有。珍らしき道具有らば見せよといへば、されば此中珍らしき高麗茶碗の見事なるを買出し候。御慰みに御らん候へとて見せけり。涼及可休とりて見て、面白き茶碗なり。代物は何程の物ぞと尋ねしが、金子三十七兩にて買申候。中々下直なるものにて候。望手さへあらば大分利分有ものといへり。涼及余念なく茶碗を翫びて、此茶碗所望也。我にくれよ。世に在時ならば百兩にも所望せん。此節なれば卅七兩にて貰ひたしといふて手を放さず。道具屋も氣の毒におもひ、可休も、是は此期に及びし買物なり。懇意の人々の送りし餞別の金銀は、其方残生の助にもとの事也。夫を無益の道具買んとは沙汰の限りし事、是非く無用といへど聞入れず。いやく何分望みの茶碗、ほしき心には替がたしとて、金子卅七兩にて買求め、わづか残りし金子を持て、翌日伏見へ蟄居せり。明る春元朝に、此茶碗にて茶をたて飲たのしめとぞ。

(18) 一 涼及京都住居は中立売西洞院角屋敷也。息女壹人は、播州池田辺の富有的の百姓へ嫁せしに近き内送らんとて、用意さまくせし折、親しき者賀し来り。其内市右衛門といふ者の妻は縁有者にて来りて、息女の手道具・小袖など見せ居たりし時、涼及小長刀を持出て、我娘武家へ嫁せば思ふ程にも打物こしらへつらん。百姓方への約なる故、鹿相ながらかくのごとく揃へしとぞ見せけり。かの女房申やう、町人百姓の妻と申ても、長刀は身の護に候へば、私体もかやうの結構なる長刀見申せば、一本ほしくこそ候へ。返々見事成長刀とてほめける。涼及つくづく打聞、其方長刀なきや、町人としてほしく思ふは尤なる事也。其長刀くれ候間、其方道具にせよといへば、此女房大におどろき、いろく辞退せしかど聞入ず。女房も挨拶ながらあまり誉過し、かへつて迷わくにおもへど達てくれ候故、氣のどくながらもらひ帰りしとなり。

- (19) 一 享保年中紅毛人献上物
- 一 阿蘭陀細工薬箱 龜甲細工銀金物 壹
 - 一 同 天鷲絨張銀かな物 壹
 - 一 硝子徳利 金銀かざり付 壹

- 一 タフルテキン 但曲景シツホクの類 一飾
- 一 金銀針金物細工箱 内銀三 九箱
- 一 硝子大燭台 蠟燭十二丁立 壹
- 一 同断 菓子入 壹
- 一 同断 蓋 コツフキヤマン彫 壹
- 一 同断 皿 八角形 八
- 一 同断 鉢 廿四
- 一 ロウザ之油 廿四
- 一 名酒〔チンタアラキ アハモリエシネレ〕十五徳利入 十徳利
- 一 油絵〔合戦の図 獅子犬の図〕 二箱
- 一 小形之アランタ船〔アランタ細工本船に少しもかはらず〕 貳枚
- 一 キヤマン彫硝子徳利 卅六
- 一 懐中時計 卅六
- 一 大時計〔高さ四尺、外ゼイドロ張、内に時計有。上の屋台は外ゼイトロ張、内に人形十五、樂をしらべおどりまはり申て、以廻りとうろうのごとくまはりく鳴物 音楽有り〕
- 一 ウニカウル〔長さ七尺式寸、根廻り銀にて色有〕 貳本
- 一 小石火矢 台に道具添 壹挺
- 一 阿蘭陀焼猪口 十二組
- 一 水晶燭台 蠟燭九丁立 壹
- 一 馬具 蠟燭 壹揃
- 一 チンタ酒 二百壹
- 一 蠟燭 三百挺
- 一 馬 車用 六疋
- 一 豹〔六疋の内、三疋は車を駕し引やうに仕入候馬也。連銭茸毛、長十寸計〕
- 一 豹〔当正に生れ、此方の犬ほどの大きさ。毎日鶏生にて五六羽飼候〕 壹疋

一 猿猴 貳疋

一 山猫〔但形は豹より恐しく候へども猛からず。かつくりと見へ候〕壹疋

一 猿〔但小猿は細長く尾長し〕 大小貳疋

一 火喰鳥 壹羽

一 車 一輛

〔馬式定駕し引せる。長四間計横式間、内紋びろうと張。金銀の針金物細工見事なる事言語に述がたし。長崎西屋敷にて組立、馬に駕し引せ御覽なされ、其後車はお、ひいたし候て、馬にひかせ出嶋へ置れしとぞ〕

(20) 一 享保十六年八月廿八日、西本願寺江今度大坂御堂石築の踊子芸等御覽に入度よし、大坂講中より願候に付のほせ候やうにとて、舞子ども数多上りけり。本門主・新門主・御台、此外院家・坊官・諸家中・講中ども相詰て見物あり。踊り子七人種々の衣装にて一番に踊、式番に玉屋新兵衛道行狂言、三番に松井七郎平曲鞠、この口上には竹田出雲からくり芝居口上の親父のまねなり。踊りは興有て面白し召れ候へども、七郎平とかや鞠の曲いか成事か一つも合点まいらぬ芸と仰られて、早々召れ帰り候とて御菓子など下され、不首尾にて帰りしとなり。惣じて貴人大人の御前などにて、下様のもてなしはやす芝居狂言体は一つも通ぜぬ事と知るべし。

(21) 一 神泉苑什物に鯨波の屏風といふあり。狩野元信が筆にて名画なり。金沙子の中に粉花一双に、保元平治の凶武者絵数五百三人有。各々顔色より所作馬の毛色異也。誠に希代の珍画なり。昔東福門院様へ関東より進ぜられしかど、絵のもやう義朝清盛院の御所を焼討にせし体浅ましきとて、神泉苑へ先年御寄進あり。東寺清菩提院兼帯故、つねに東寺には有。此度江戸御用に付、右の屏風神泉苑へ御取寄、鶴沢探鯨に写させられしなり。鯨波の屏風と称する事は、人形絵夜々鯨波の声をあげしゆへなり。

(22) 一 御即位の御上使井伊掃部頭殿并に高家禁中にて御料理を下され、御相伴には菌大納言殿、かくて御膳も過ぎ、御茶下されける折に、小原木とかやいへる御茶菓子出さる、是は胡桃の入し菓の子なり。菌殿生得くるみ御嫌ひ

『机の塵』について (高橋)

にて有し故、楊枝にて胡桃をさぐり出され召れしを、上使も高家も左のごとく各やうじにて胡桃を出し喰れしとなり。高禄の大名にても大内の作法寛東なくゆへ実もあらんと思われしこそ、誠に殊勝の事にこそ。

(23) 一 江戸吉原の傾城九重と申女郎、先年御代官徳永五兵衛殿手代某が妻にいたされし処に、彼手代故有て改易にあひ遠島仰付られしが、妻は吉原へ下されける。久しく居たりし。日比古郷の事をおもひつゞけて

かぎりなく遠き東の角田川たへぬ流れをいつまでかくむ

吉原の亭主感にたへて御公儀へ訴出て、縁付にいたし度と御願ひ申上候へば、不便に思めし、此女を亭主が妻に下されける。

(24) 一 享保十五年戌四月廿九日、芝居見分仰渡され、与力四人同心八人両芝居へ罷越し相改し所に、中村勘三郎芝居にて市川團十郎銀箔の足踏をふみ狂言いたしけるを、見分の与力見とがめ、足皮を取あげ番所へさし越ける。是によつて五月二日座本中村勘三郎・家主・五人組・名主并役者團十郎召出され、御白洲にて仰渡されし趣、此度團十郎事あしだ御法度の銀箔置候儀有之間鋪儀に候。美麗なる義仕問じき旨仰渡され候所に、衣類にも金銀の箔置候事、奢りたる仕かた不届のむね御呵りこれあり。勘三郎申ひらきに、惣じて先年より芝居の器物に箔を置候事御停止ゆへ、真鍮箔を用ひ申候。狂言の神事仕組には、前々より足袋脚半等も箔置き来り候。新顔に仕候は、心も付申べき所に、團十郎儀、此度天狗の狂言仕候に付、幸ひと、先年の古足踏を相調候て用ひ申候ゆへ、心付不申候。不調法之段誤り奉候。申開無之間、此下駄の売所をも吟味致し候は、いよく誤りをかさね申べき義に候。此儀は公に聞捨に差ゆるし候。是によつて此度は御免なされ候。向後急度相つ、しみ、御法度の衣類器もの等、かたく仕るまじき旨仰渡され候。

(25) 一 團十郎事、兼て素人同前に心得違ひ罷在候段、不届に候。此度父の恩と申誹諧の書板行仕、歴々の御方御懇望にてもつかはさず、書物屋にて望み候へども遣はさず候。團十郎蔵板に仕り置など、申触し候へども、ひつきやう板行屋にて商売仕候は、御停止仰付られべき故、よつて申紛らかし不届に

付、然れども内証にて役者仲間へ配分仕候段、狂言番付板行同前にも准候へば、其分にては御咎無之候。右之誹諧の書に死たる役者の牌名をあらはし、院号・誉号・居士号付候段、是以て貧僧の旦那寺など、金銀にてたま〜役者不相応の号を付られ申候なり。役者たるべき者にかくのごとき仕方、旦那寺ともに不埒に候。また誹諧の宗匠の名を書頭はし連名中へ加へ候段、是以て不埒なる宗匠どもにて候。詩人歌人は申に及ばず。心有宗匠此道を重んずる誹諧師等門弟までも、役者中間の連名に加はり候義は有まじき義にて候。向後是等の義も心得べきなり。此旨勘三郎・家主・五人組・名主・團十郎も番所におゐて申聞候。以上。

(26) 一 四條坊門油小路の東に何某とかやいふ者あり。小芝居見せもの等を業とせり。此比去方へ来りし、い、しは、先頃より奥丹後の何某とかやいへる小家へ罷こしけるが、此所の百姓の妻五十計の女房、応声虫の病人のよし聞および、見せもの、相談に行しが、二三日逗留せし内、妻にも対談せしに、いかにも腹中より病人の声に應じて其言葉のごとくいふ事、分明に聞ゆるよし語りし。奇妙希代の事ならずや。其夫の語りし由、先年十一月京都六条本願寺江連登り、茶所にてしばらく休らひし内、斯のごとく腹中よりの言ひしかば、群集の参詣人あやしみて何かと問語らひしま、うるさくまた恥かしく思ひ、其ま、直に召つれ帰るよし。嗚呼、世には珍らしき事なきにもあらず。医書にもあまた此応声虫の病條は見ゆれど、真に有とは思ひもよらず。凡そ天地の広きいづくにか見聞に及ばぬ物ならんや。物をうたがふは自聞のさばき故なればなり。其後見せもの、ねがひ叶ざりしにや、沙汰もなし。是も元文三年の事なり。

(27) 一 左甚五郎といふ彫工は無双の名人也。天正年中の人にて京室町六条下町に居住せり。此町毎年六月に祇園会に出る所の鯉は、古老の伝言に、むかしは鯉の全体を竹籠にあみ、それへ鱗かた染の布にてつゝみ、祭にわたせし也。然るに甚五郎住居して後、余り籠相なりとて、良材木をばゑらび鯉を一体彫刻して寄進せり。則今祇園会に出る所の鯉これなり。中々凡作にあらず。

六々の金鱗さながら飛動するがごとくなり。

(28) 一 後醍醐帝に仕へし弁の内侍は日野右少弁俊基卿の女にて、帝崩御の後も吉野に居玉へり。此内侍は容顔人にすぐれ給ひし故、高武藏守師直が計にてうばひ取らんとせしを、楠帯刀正行の働きにて、内侍はつゝ、がなく吉野へ帰り玉へり。帝、正行が日比の忠義をかんじ思しめし、内侍を正行へ送らん事との仰ありければ、正行有がたしと申ながら、

とても世にながらふべくもあらぬ身をかりの契をいか、結ばん

と詠じてかたく辞退申せり。なべて人の明日をも知らぬ世の中に、色にふけり香にまよふは人情の習ひなるに、かく計り正行の傑然たる心の内の清きこと、此時は正行廿四五歳の時なりし。実に父正成に聊おとるまじき人品、此事にても知るべし。正行に与力の勢多く付は、朝敵尊氏を亡ぼして天下南朝一統に帰んに、天運凶にあたらず。終に正平四年正月五日河内国四條繩手の合戦に討死せり。于時二十五歳、誠に惜むべき人ならずや。

机塵卷之三

(29) 一 細川越中守三斎翁の時、新參の士何某とかや召抱られしに、江戸にて去屋敷へ使者を申付られしに、先の屋敷にて太刀折紙出しに、此士太刀請取の作法不案内にて、左りの手にて受とらんとせし時、先の士いわく、是はことなる式礼にて候へ。何れの御流義やとなじりしかば、此士少しも億せず、細川家には斯のごとく請取申作法也と申せしかば、めづらしき御作法なりとい、て渡しけり。扱帰りて三斎翁へ使者の返事口上述べ、件の太刀披露し、私義一生の不覚仕り、ことに御家の名まで汚し申、かくのごとき不調法に及よま候へば、あはれ切腹仰付られ候へとい、しかば、三斎翁大に感ぜられ、うみやつかな。当家の我を立ぬきたりとして何程か加増有りしなり。其上向後当家にては、太刀請取やう左りの手にて請とるべしと申されて、今に至り此作法用るとなん。

(30) 一 光圀公中納言御任官の時、何とぞ現任の当官をとの御所望にて勅許あ

り。夫ゆへ唐名をよび黄門と称せり。御手がらなり。惣じて武家の官位は堂上官任の外たりと有。皆当官といふ事なし。有馬家は歴代中務に任ぜらるゝに、これも唐名にて中書と呼来り。いかさま由緒有か。其余武家官名称して唐名呼ぶ事なし。

(31) 一 大坂天満与力中田官左衛門といふ士あり。諸道の達者にて殊に上戸なり。これにひぞうの巨益有。古髑髏を金箔にてぬり酒は八合計りも入となん。自分は強氣にてのみつらめ、いかなる高陽の徒もちと難からんか。昔趙襄子智伯の頭を飲器にせしとなり。いか、知らず。また元の呉元甫が句に髑髏盛酒飲清風など、あれらこれらおもひよりの物好ならんか。

(32) 一 一条殿下、近思録講釈御聞なされし間、さる儒者伺公し、講釈なかばに諸大夫罷出、只今所司代土岐丹後守伺公仕候。御対面遊ばさるべきやと申上しかば、よきにあしらひ帰し候やう仰せ付られけり。一昨日も伺公せし時は御参内時分にて罷歸り候。殊に関東へ罷下り候ゆへ、ちよと御対面遊ばされ、然るべく存候と申上しゆへ、うなづき玉ふ。講釈の間またせ置れ、其後御近習のともがら、御直垂御烏帽子持出て召せまうせ、御烏帽子は御側に置玉ふ。かくて諸大夫丹後守を誘引して御前へ出しに、一と問へだて、平伏して居らる。殿下の仰せ、丹後守とのみ高声に一声御呼遊ばされける。丹後守は始終平伏しながら、アといらへ申上候。諸大夫、丹後守下られ候へと挨拶し、夫より退出す。扱々殿下の御対面はかくべつの事ぞかしと申さるゝ。

(33) 一 嵯峨釈迦堂西門の外中院といふ所に角藏家敷といふ有。古へ京師の四方に御蔵を置き、米穀を積をかれ、凶荒の用に備へられしなり。吉田了意が父了徳、丹波の保津よりこゝに來り住せり。依て了意も俗の時は角藏与市と号せり。板倉伊賀守勝重京所司代の時、了意にいわく、其方名字角藏とは甚だ雅ならず。我板倉の倉の字をあたへん間、向後角倉と訓にて唱ふべしと申されしゆへ、文字も訓もかわれり。嵯峨にては今に至りても倉方又は堀氏といふ。堀は了徳が姓なり。

(34) 一 近衛太閤御庭の桜さかりなりし比、諸国行脚の僧しばらくやすらひ、紙

に一首の歌を書付むすび付て帰りぬ。

この花の本にもまたや生れなんいとひ果たる浮世なれとは
太閤甚だかんじさせ玉ひ、何人がよみし歌ぞと御尋ありけれども知れず。其後院中に聞へしに、法皇の仰せに、おもひ入たる歌也。しかしながら、この花の、五文字梅の花なぞにこそ咲花とかへもせよかしと勅定遊ばされしとなり。いかなる僧にかありけん、有がたき観覽に入り、殊に勅点にもあづかり、太閤にまで御感を得し事、ことにいみじき冥加に叶べきともいふべし。

(35) 一 小野お通女は秀吉公政所湖光尼公の侍女なり。天性才識有て手跡もことにすぐれたり。一日政所宣ふは、其方が奇才にては何にても草紙を作るべしと命ぜられしかば、数日の内に長生殿十二段といふ物がたりを書ぬ。其趣向ひとへに矢矧の浄るり姫の事を主として、十二段につくれり。時の人此草紙に音曲をうつつしてかたり出せり。夫より好事のものさまざまの浄るりを本を作りいたし、音声勝れし人に曲調をうつつさせ、今に世のなぐさみとなれり。又人形に合す事、慶長の比、六字南無右衛門といふおふな、歌舞妓四条河原に芝居を建しを始めとす。また西宮傀儡師にはじむともいへり。

(36) 一 浄瑠璃太夫宇治嘉太夫といふものは、元來紀州若山宇治の産なり。本は伊勢嶋宮内にまなびしや、伊勢島嘉太夫といへり。後に受領して宇治加賀掾藤原好澄といふ。中古名人の誉を得たり。大坂井上浄るりの祖は井上市郎兵衛といふ。後号播磨掾。同竹本義太夫は元天王寺辺の百姓にて、初めは天王寺五郎兵衛といふ。京宇治嘉太夫が弟子と成り、脇をかたりし也。後大坂へ下り一流を立て、竹本筑後掾と受領せり。正保年中江戸に薩摩太夫治郎右衛門といふ者あり。これ江戸にて浄瑠璃の祖なり。剃髪して浄雲といふ。伴同治郎右衛門といふ。浄雲弟子に丹後太夫・長門太夫・丹波太夫・源太夫とて四人あり。其比四天王と呼り。今の浄るり太夫浄雲の血みやくならぬはなし。むかしは一段物の端浄るりのみなりしに、浄雲より段ものは出来たり。江戸半太夫幼名は半之丞といふ。或僧の子なり。肥前太夫の流をならひ、後に一流をかたり出す。剃髪して坂本梁雲といへり。外記流は二代薩摩治郎右衛門

が弟子なり。土佐ぶし虎之助といふも二代治郎右衛門が弟子なり。浄るり文作は近松門左衛門、元は杉森氏にて京都阿野家に仕へ雑掌たり。元禄初のとし、京都萬太夫歌舞妓芝居狂言作者なり。其後大坂へ下り、竹本が浄るり作者となり、平安堂菓林子といふ。七十五歳にて死す。自分行状をつくり、其奥にもし辞世はととふ人あらば、それぞ辞世去ほどに扱もその、ちに残る桜の花しにほはし。于時享保九年の事なり。

歌舞妓芝居は、慶長十九年佐渡島お国といふ女、本は出雲大社の巫女なり。名護屋山三郎といふ者と密通して京へ上り、あまた舞女をあつめて四条河原にて芝居をせしなり。是を始めとす。其後寛永年中、女歌舞妓御制禁有てより、今の若衆野郎芝居となれり。

(37) 一 享保九年甲辰四月、増上寺中昌永院・清光院、其外に同道の人就謙ならびに勢田九郎四郎・研屋笹部伊兵衛、右の人々上下八九人にて信州善光寺へ参詣し、帰りに秩父を順礼し川越領を通りけるに、此辺に堀かねの井といふ古跡あるよし。むかし在原業平の歌に、

武蔵野に堀かねの井も有物をうれしや水に近づきにけり

と読れし名歌もあれば、序に一見すべきよしにて尋ぬる所に、折ふし近き家里より女老人釣瓶を持通りけるゆへ相尋ねしに、堀かねの井と申は則わらは只今水をくみ候井のよし答へければ、扱は聞及びしほりかねの井にて候やとて、釣瓶をかりて何れも水をくみ居候処に、飛脚の者と相みへ、しぶかみ包をかつぎ、年の比四十計りの色浅黒く顔面長なる瘦男一人通りしが、夫は誠の堀かねの井にてはなく候。あれに見へ候所へまことの堀かねの井、これもあり候といひけるに、さあらばおしへ玉ひ候へと右の飛脚とおほしき案内にて、其辺四五丁わきに井上山靈雲寺といふ寺有。寺領十六丁、壺丁につけて鳥目三百文づ、納ると、この寺に庵の前に少し中くほなる、差渡し五尺四方も有べき所に石牌あり。これ往來の旅人に堀かねの井を知らしめんとの事也。其銘に曰く、

此凹形之地、所謂堀兼之井之蹟也、恐又而遂失其処、因以石井欄、置于

塙中、削碑而建其傍、併以備後監、

里語堀而難得水、故云爾、以兼通難、未知只從俗耳、

宝永五年戊子三月朔日建之

此石牌は秋元但馬守喬知よりたてらるよし。碑銘は林祭酒の諸生杉村四郎兵衛相認候よし。これこそ誠の堀かねの井にて候。此井は古歌にもいろく読置れ候古跡にて候。昔の飛脚の者よみ候を御ぞんじ候やと申けるゆへ、何れもかつて知られざるよし答ふ。さあらば次手に物語り候はん。往昔此所より鎌くら街道にて、此所より毎年く右大将頼朝公より鯉魚を壺本づ、貢に奉り申候。その鯉を持し飛脚の者、此所にて鯉魚を取落し、彼鯉魚をおもはず此井へはねおとし申候ゆへ、其咎めによつて右の飛脚の者は死罪に行われ相果候。其時の辞世に、

堀かねのほりかねの井の底にわれぞ恋する鯉ぞ一かけ

武蔵野の堀かねの井の内に恋ぞつもりて鯉ぞ一かけ

かやうによみて相果申候。この歌を在原業平の歌のよし申伝へ候へども、左にてはなしとくわしく物がたりしければ、何れもさてく珍らしき物語り承り候とて、右の歌を書留る内に、かの飛脚とみへし男は何処ともなく消うせぬ。いづれも諸方を尋ねけれども行きかたしらず。さればかの庵室へ立よりしかくの事申うけたまはりけるに、右のやうすの者は見へ申さぬよし。もしも昔の飛きやくの者の幽霊にても有べきやと、いづれも念ごろに回向し通るよし。則戒名を浮生遇縁と書付多かうしぬ。此事慥なる事のよし。九郎四郎物がたりす。あやしき事なり。重ねて人にも咄す為、人の偽は我いつわりといふ事のあれば、或人をたのみて昌永院・清光院へ伝をもとめ尋ねしに、右の趣少しも違はず。末世の不思議ともいふべし。

右堀かねの井の伝は武蔵諫懲記といふ書に有りしゆへ爰にしるさず。

(38) 一 近衛殿御領摂州池田の辺の漁人、大きな亀を網にて捕しに、金の少さき札足につけ有りしを、友どち争ひ打割分ち取しを代官聞付、それはいと珍らしき事なりとて、亀を札ともに近衛殿へ御覧に入れしに、札は破れしゆへ

文字全くみへず。康熙何年とわづかに三四字残りしとぞ。龜はまた海へ放ちやりし。

(39) 一 藤堂和泉守高虎いまだた賤りしなる時に、升一日の手に餅の入れ有りしを喰ひふて、其升を枕にして寝たるをられぬ。内室を見てのいふ、升を枕にする者は知行千石取に過すと諺にいへり。無用になし玉へといへば、高虎わらつて、我然らばは毎日千石これを食として毎日つゝ、取るべしとたわむれいはれしが、果して家をおこし三十式万石余の大名になられし。凡また毎日千石の知行に應ぜり。よつて升形を家の紋とせられしが、今用ひらるゝ、蔦の紋は御一家兵部殿の紋なり。或因二いわく、藤堂家徳川将軍家よりへ御預け置るゝ、御簾は、白練絹をに日の丸をありて、其上下に厭離穢土欣求浄土の文字あり。三州大樹寺登善の和尙筆跡にて、神君へ献ぜられし物なりと。

(40) 一 下京古町といふは、昔し尊氏將軍の末武威衰へ、度々戦ひ多く京都の町人も多く離散し、在家もかたこなたに少々づゝ、残り有けり。下京高倉より東は一面に河原にて立家も是なく、五条通り今の松原より下は野田河原にて有りしに、天正年中豊臣秀吉公御治世になりて、大坂五奉行の内前田徳善院玄法印、因州にて五万石領せられしを、京都諸司代に仰付られ寺社奉行兼帯にて相勤めらるゝ。此時残りし町家を今古町といふ。あとより次第に町家をせしを新町といふ。下京は町数も少し是あり。尤寺社町中に入込ありしを、太閤秀吉公京都末々はんじやうの為を思しめし、町家へ入込みの寺社を町の外へ御引分仰せ遣はされけるによつて、当諸司代徳善院上意に任せ、寺社を町の外へひきうつしたり。この徳善院は日蓮宗なるによつて、我宗門大切に心得ひるきの沙汰として、我宗門の寺を上京の土地高く水の難もなく在家多き所へ替地遣わし、ならびに余宗は上京に有りし誓願寺を河原の真中に移さる。其外浄土宗の寺をみなく、河原通り六条までの寺院、間数相應の代地を下され引並べ、何れも難儀に及びしに、時うつり世替り洪水の難もなく、却て今は繁昌の所となれり。京極通りと号す。時代のならひ、其むかしは火難水難の時は六角堂のつき鐘をつき、そうどうに及びし也。天下泰平次第に静謐になり行き、民家賑ひて千本通り勘解由小路に遠見を立、鐘を置せらるゝ。

又古町といふは、古の残りたる高倉より東は河原にて有し、よつて東は東洞院を限り、南は五条松原より下は野なり。北は二条通の南側を限り、此間五十九丁、かたこなたにのこりありしを下京古町といふなり。則五組に別れ、その方角を以て長組・中の組・四条上町組・川西組・異組と号く。此川西といふ川は西洞川なり。此川は平安城葛野郡の谷川也。昔より涌流の河なり。柳川ともいふ。夫より此かた、次第に京都繁榮し民家多くなつて、其家々に井を穿しゆへ、自然と涌出少く悪水の流れとなりし。それゆへ此川の東西の地形高く、元より此道地形ひきくして、谷川なる事顕然たり。此川の西なるを以て川西くみと名づく。東は藍染川、西は西洞院川、是みな内川なり。

(41) 一 東照宮、或時南光坊に問ひ給ふは、何をもつてか子孫はんじやうならんと尋ね玉へば、其時南光坊曰、君何にても惜しみ玉ふ物をすて玉はゞ、御子孫長久ならんことたふ。神君、我愛する物は伏見城なり。貴僧の詞に随ひ此城を捨んと思ふなりと宣へば、僧正然るべきよし申されけるゆへ、すなはち鳥井右京之進を以て、此城たゝみ玉ふべきよし仰せふくめられぬ。是によつて伏見の町人ども、所の衰微にいたるを歎き、大坂へ引こし住居仕度よしにて、町家敷を下され候やう願ひ奉りければ、家康公此事は松平下総守檢校なれば、彼に願ひていか様にも望みに任すべきよし仰出されしかば、二十三町伏見を没して、まづ大坂へ移りたり。去程に大坂は川より東を坂といふ。西を船場といふ。元来郡各別にて、西成郡東成の差異有りといへども、船場を別に分て支配も成がたければ南郷共に混じ、其内半は南組とす。是則船場は西南へ大きに広き故なり。また分れば外側三の丸など、俗にいゝならはし、むつかしきゆへ下総守殿作意なり。然るに今度伏見より町家敷代望み来るもの数多ありしかば、是も則大坂船場南郷へ分配し所望にまかせしかば、伏見組といふ一組は此とき立られ、始めて三郷と分たりける。

机塵卷之四

(42) 一 薩摩は元来大国なり。先年永井日向守殿(摂州高槻城主)薩摩殿と懇意

なりしが、一日御殿にて御出合有て、薩州殿ちと御所望申度事御座候。虎の皮壹枚障泥に用ひ度よし申さるゝ。いと安き事なり。下城のせつ屋敷へ御立寄なされ候へとて立れし。夫より永井氏も薩州屋敷へ行れしに、薩州殿用人を呼出し、永井殿虎の皮御所望の間、御好の紋がら御覧に入れよと申さる。用人、奉畏候。当御家鋪には御用意纒ならでは無之候。国方へ申遣し候半やと有。永井殿、いやちと急に入用に候。爰元にても苦しからず候と申さるゝ。

然らばとて罷出せしに、十五枚包の虎の皮七つ八つ計出せり。是にて御好みの紋御ゑらびと有。永井殿大分の皮に心まどふてけり。さまざま紋がらの風かわり、彼是と撲み居らるゝ内、用人薩摩殿のかたわらへより何か私語しかば、永井殿思わく定めて、此内にひぞうの皮も有らんと思われ、扱数多の皮に心まどひ候。此上は何れなりともくるしからず候。其許より御ゑらび下され候へと有ける。薩摩殿、いや〜御心置なく御ゑらみ候へと、只今彼と耳語申せしは、是々の皮は此紋がらに同じきはたに候。これ〜の皮は此紋がらに同じき百枚も国元に揃ひ是は候故、くるしからず候はゞ、其はたの内にて何枚なりとも御ゑり出し候へとあり。然ればとて其内にて壹枚取られしなり。永井殿も大きにあきれ申されしよし。然らば紋の揃ひある虎の皮、国元には千枚計もあるらんとおもわれしとぞ、家中へ申されしなり。

(43) 一 大坂御陣の時、家康公の御前にて御相伴の人々申けるは、芳飯は麦がよろしく御座候と申上しかば、東照宮仰に明朝麦の飯を召上らるべきよし上意ありければ、御料理人下役を以て精麦をもとめ来るべしと嚴敷申付ければ、天王寺七村のこる所なく尋ねけれども、乱をさけて百姓町人共にいたる迄、門戸をとちて逃失、空屋計りなれば詮かたなく平野へ行求むれども、此所は少々人有けれども、疑ひてなき由申けるにより、また久宝寺にてたづねしかば、百姓の兵糧と申は麦なれば世上の治乱にか、はらず、売申事なりがたく申ければ、是非なく川をこへて八尾にいたり、東郷の庄屋にかくとい、ければ、庄屋立出役人に対面し、まづ出来合の料理をもてなし酒をすゝめ申けるは、某し義は木村惣左衛門と申、代々七郷の吏務にて候。さて精麦御用ひの

よし、御所様より御尋ねにあづかり、生前の大慶これに過ず候。則有合候精麦五石献上仕るべく候。いまだ春ざる麦はいかほども御座候へども、是は急御用には立がたく候。右五石の精麦の義は下拙商人に候はねば、売上奉る事なし。献上仕るべきなり。其上相応の金銀拝領仕るは各別の義にて候。御前之首尾御役人の心入に有事なるべし。しかし今各々へ直に渡し申せば、諺にいふ闇夜の銭なるべし。平野・久宝寺にても各々をうたがひ、且価の取れざる御方ゆへ、なきよし偽り、或は入用杯申て御用に立さぬ也。某がごとく乱世に理屈を立る者は覚へず候。然る間麦は某が下人になひもたせ候て、各は案内者とし某宰領になり、御本陣へ参上仕るべしと申ければ、件の役人申けるは、兎も角も貴殿の了簡に任せ候はんとこたへける。是によつて乗馬式正いたさせ、此内御氣に入たる馬に召れ、中間衆は大義ながら歩行にて帰られ候へ。麦は手人に持せ、某も馬にて参り候はんとい、ければ、この役人元来刀は帯たれども、いまだ馬に乗たる事なければ、赤面してさあらぬ体にて、いや〜貴殿計り御乗り有べし。某はくるしからずといふ。庄屋頭をふり、御客を馬に乗せもせず、亭主計りいかでか馬に乗べき。然は我も歩行にて参るべしと陣藁履など出し、ふきげんに見へしかば、役人おもふやうは、此庄屋磨人ならざるに悪くせば、大事の御用いかやうに変ぜんも計がたし。所詮馬に乗らんとおもひ、一応は辞義申せしとも、某も乗らんと申、貴殿も御乗りとす、めしかば、庄屋大によるこび片口付、我も片口取らせ、此人々を先に立て茶臼山へ急ぎけるに、程なく御本陣へ着ければ、彼役人馬より下り料理司に行、右のよし語れば、料理司則西尾に告る。豊後守了簡に、暮に及び、委細演舌しがたし。只一通りの証文にて先庄屋は帰されよと申されけるによつて、御台所の役人則切紙に請取を書文言に、

就御用御求之処、早々精麦五石献上神妙之至に被思召候。追而可有御褒美者也。依而如件。

御本陣御台所 役人中 印

寅十二月日

八尾

木村惣左衛門殿へ

御料理人御台所の役人兩人対面して酒をすゝめ、又下々にも物喰せ抔ちそうして、此受取を渡しければ、庄屋案に相違して御目見へぞ叶はずとも、せめて板倉西尾は出あふべき事なるをと思ひしかども、くれに及び御事多き折かなれば、彼受取を印に退出したりける。初め来りし役人は、松炬を用意し五町計り送りける。其後庄屋是を縁にて歳暮の御礼なども勤め、段々取入なんとしける。早程なく御和睦に極りて、御上洛あれば力なく打過けり。翌年五月、此辺は藤堂和泉守并国分方よりは奥州勢群り来りて、民家をも乱妨する沙汰有て、子を逆様に負ひて八方四方へにげまわりしに、此庄屋のみ少しも動かず、我にまかせてみなく其俣落散べからずと、一郷其外所縁の者ども耆人も散さず。彼受取を文箱に入れて蓋の上に葵の御紋を画き、長押の先に付て高くさし上居たりければ、陣衆何れも是を見て、或は恐れ又不審し、あへて此八尾七郷は下々え僅もさわりなしとかや。和泉守より使を以て子細を尋ねしかば、庄屋答へけるは、是は旧冬茶臼山へ献ぜしものはあり。其御褒美の御切手を下されたるにて候なり。御覽被成度候は、是へ御出なさるべしといかめしく答へければ、見にも来らざりしとぞ。其切紙今に伝へて、東郷の庄屋木村惣左衛門といふ者所持す。

右にいへる芳飯とは、花鯉或はおろし大こん、五辛の内をきざみ、一種山葵・露の党・其外海苔の類、皿に盛り、飯は釜よりすぐに熱を椀に盛り、右の割物を上に置き汁をかければ、あつきにさそはれて、きざみもの元より生なれば、芳きゆへに芳飯といふ。

(44) 一 天正十七年四月、豊臣秀吉公并に北政所ともに摂州有馬の温泉へ入湯ましくける。湯本は蘭石院〔曹洞禪宗〕、本尊は阿弥陀仏ゆへあみだ堂とも称す。此寺の荒廢をいたみ給ひて御修覆有。中比、後奈良院行幸御入湯の時、当寺のあれしを御修理有て、御製に、

堂ふりて雨のもりやとなりにけり仏のあたていたくふせかん

秀吉公かた／＼由緒を聞き召、金銀御寄進なされ、千宗易へ命ぜられ、庭築山等をつくらせ玉ふ。当時の住侶は澄西大徳容躰大に肥ふくれ、ことに頭大に異様なりければ、殿下宗易に見せさせ玉ひ、此法師の頭を釜にうつせと仰あり。宗易やがて物好にて釜にうつし鑄させけり。今世にて阿弥陀堂といふ。釜は此故事なりと此寺の記に印し侍る。

(45) 一 正徳三年の比かとよ。美濃国百姓老女長寿の者にて、嫡子〔九十歳、子五人〕二男〔八十八歳、子五人〕三男〔八十六歳、子五人〕四男〔八十四歳、子五人〕五男〔八十歳、子五人〕。老母は当年百五十歳之比、十月中旬に江戸へ召れ、登城御目見御白書院にて転び倒れければ、女中かた是をわらはれければ、老母、

年よりを指さし笑ふ其人の命なが、れおもひしらせん
かく即座に詠ぜしかば、各恥入玉ひしとぞ。扱首尾よく御目見へいたし、黄金時服等拜領し帰国せり。

(46) 一 山城木幡の里南五ヶ村に柳大明神とて祠あり。九月廿六日祭礼なり。一とせ此辺に牛の煩ふ事あり。百姓甚だ難義におよび領主近衛殿へ申上ければ、それは不便の事也。在所の土神はいかゞ申ぞと御尋ありしに、柳大明神と申けるよし言上す。さあらば此歌を明神へ納むべしとて一首の歌を玉りぬ。百姓大によるこび則神前へ捧げしかば、忽ち牛の病止みぬ。

近衛忠山公

あはれみをたる、柳の神なればしぬるをうしと思はざらめや
と不思議なる事なり。

(47) 一 伊勢桑名の者、江戸小船町辺に知るべ有て、十月の比始めて白魚といふ者、馬に一駄計売に下り、彼所へ行頼みしに、能時分来られしとて、其夜は件の問屋友人を呼び集め、此白魚を大分汁吸物などに料理してふる舞けり。此人おもふやうは、斯のごとく珍物、殊に我売物なるを我俣に料理に用ゆとおもへども、問屋の仕業なれば其まゝ、任せしに、翌朝の飯にも又汁にもし煮物にも大分こしらへ、家内下々へも喰せければ、彼人堪かね、是は如何なる事に

候や。いまだ桑名にても珍らしき折節故、中々我等体の喰ざる物をはるく江戸まで持下りしも得をせんとなり。各々へ振まわんとはあらずといとは立いひければ、亭主いふ、怪しまるは尤なり。去ながら悪しくは計らはじ。我等に御まかせ候へとて、さて朝飯後魚屋中へ人をまわし、只今勢州より白魚下り候とて、此白魚を小さきひらかごへ十筋計入れて市を立売しかけ、或は金一両式部三歩とて、終五合計の白魚を金五十両余りに売立やりしと也。是にて彼人悦び合点せしとぞ。いかさま扱は小きにより人も賞し稀なる故、珍らしくおもふなればかくこそあらめ。亭主作略其通にかしこき者なり。

(48) 一 昔は万年朴素にて鎌倉源二位の時、餅蒸餅を盛に朴の葉を用ひし。其後或人楮の葉を用ひしに、藤九郎盛長眉をひそめていわく、世すでに文花に移れりと嘆ぜり。私に曰、五六年已然までは京都の町人とみ有の者といへども、皿鉢の類磁器はおふく貯へず。祇園会などに客を饗応するに、みな桐の葉を膳に敷て素めんを盛しと古老の人語られし。今は南京錦手の皿鉢ならでは用ひず。桐葉のかひしきなどは聞伝へたる人もなし。

(49) 一 貞享の頃、太平の余沢にほこりて、京都富有の子弟等遊楽におぼれ驕奢恣なり。太鼓持とて子弟に媚て欲を迎ふる者有。鶉鳴吉兵衛・願西・花垣左吉・神楽庄左衛門等なり。一中といふは御池通り柳馬場西町妙満寺西本願寺の流下の住持なり。楊弓浄るりよし。本寺より追院せらるゝ。庄左衛門は室町六角南町住人にて衣服の縫物せり。平生おとなしき人品にて仕舞もよく舞ひしと也。酒宴の上にては乱など一さし舞し、中々野鄙なる所作は夢にも知らざりしよし。其比京中若輩の者、悪性にす、み風俗あしくせるとて、洛中追放せられしよし聞へけり。それ欒頭といふ者は、漢書武帝記に嘩臣と見ゆる有。是等も其類ひなるべきか。至高のなぶりものなる御酒の伽に侍る者なり。既に平家物語に鹿子が谷の巻にも、康頼・西光法師・俊寛等さま／＼のおどけ事して、法皇の御酒宴に興を添しをみれば、当世の太鼓持是らの者なり。

(50) 一 一年薩摩領主島津大隅守殿、四月帰国伏見泊り、其日京丸山金京阿弥の

亭主を用入衆より呼に遣はし申渡しけるは、殿さま明日其方が座鋪の景色をひそかに御覧なさるべきよし、仰られ候よし。早々帰り用意致すべきよし。尤他客等一切に相止め候やう申され候。亭主承りて早速罷帰り、其用意専らにせり。座敷の畳は新物の用意もあれば手つかへなし。先雪隠湯殿手軽くあらたにたて、其外所々の竹縁何かと破損、障子張替かべの上ぬり等に至る迄、諸職人を集め夜中にこと／＼くこしらへり。爰に用人申されしは、殿様御膳部惣じて器物に至り、蓋掩の無きは用ひられず。此旨心得候への事也。元来諸道具貯へ数通あれば、新物に手支もなし。またふたおほ、ひのなき物は、杉にて手軽く仕る故、是も間に合候所に、御指身には硝子の皿猪口、是に指身のもやうさま／＼功を尽し、盛もの杉ふたにてはその景物一向に隠れみへず。夫故夜中に京中を尋ねさせ、硝子吹を聞付、漸々尋ね出し、かの指身の皿のふた式枚硝子にて吹せけり。斯て殿にも御忍びの御遊山ゆへ、近習侍十人計召連られ、四つ時に御入来有て七つ時まで慰み帰られしと也。翌日用人来り、昨日の費用の書付出し候やうとの事也。亭主爰に於て大きに発明せり。近習以下下々凡八十余人は、通例の飯代三分余、殿様の御膳廻り一色の御用は、銀三貫目と書出せり。是大に亭主の発明也。諸座敷修覆費用等御膳一式へ盛上し事、至極の発明也と人々是を感じり。

右亭主は忠兵衛といへるなるべし。出処爰に略す。

机塵卷之五

(51) 一 紀州殿より例年六月土用中に、公方様始め御家門・御老中・諸役人へ、蜜かんを御音物にせらるゝなり。一年井上河内守殿老中の時進ぜられしに、紀州殿屋敷へ御礼に御出有て御対面の上、某し生得蜜かん好ぶつに候。殊にめづらしき盛夏の中、見事の生櫛柑下され忝次第に候。逆の事、寒中より夏に至る迄、此ごとく貯様伝授受たく存候。屋鋪にてもたくわへたく候と申されしかば、紀州殿、夫はやすき御事也。役人どもを遣わして御家来へいさい伝授させ申べしと仰られ、則役人井上殿屋敷へまいり、御家来へ伝授と申は、

別に秘事にも候はず。性のよき無疵の蜜柑をより出し、湿気のなき地を堀四方にこもをかけ、勿論雨のか、らぬやうに被成候へば、来年夏までも色かはらず有之候。然し土付の所は朽損じ候ものにて候。中のよき所を用ひ申といへり。三分一も朽損じ申べきかとおしへけり。扱其冬井上殿その如く用意あり。翌年土用にいたされしにことごとく朽そんじ、一つも無疵なるはなかりしゆへに、井上殿大にきげんよからず。悪き役人哉。秘事は伝授せず。かくのごとくせりと思われし折ふし、また紀州殿より例のごとく見事の蜜柑音物有しかば、其御礼に参られ御対面有て、井上殿申されしは、去年御役人みかん貯への伝授、家来へおしへ下され候処、其如く用意致し候へども、皆々朽そんじ一つも用に立不申候。是はいかやうに致し候やと申されしかば、紀州殿にも、夫は本意なき御事にこそとて、其役人を御前へ召いだされ、去年井上殿の御家来へ蜜柑貯へやう、いかゞ教へしや。皆々朽損ぜしよし仰られしかば、役人も気のどくに思ひ、何しに伝授を秘し申候はん。夫はこゝろへぬ事に候。御家来是へ御めしなされ候。様子をも承りたく候と申せしゆへ、呼に遣はし役人いふやう、貯様いかゞなされ候やと尋ねしかば、先御おしへの如く上蜜柑無疵なるを煮り出し、土を堀是を敷、夫へ入候て尤雨のか、らぬやうに用意仕候処、ことごとく損ぜりと申ければ、役人いふ。何程みかん御調へなされ候や。蜜柑凡五千計も入れ候と申せば、紀州殿の役人、さてこそ中々五千や五万のみかんならば、皆々朽申べき事也。国方にて調へ候は、みかん車に四五十輛も引せ、四間に五間の穴蔵を堀りて夫へ詰置、翌年土用中に出し候へば此内十輛計も朽ずたり候。それはやうく五千や五万のみかん、中々たくわへては持居申まじくよしを申けるにぞ、井上殿も御家来も大にあきれ果、大わらひになりける。

(52) 一 稻荷山に二つの奇事有。当社の使者として狐を尤崇り。然るに今山中に壱疋も是なし。是一奇事なり。また当山の松茸は名物にて、其香味他の山に勝れり。去ゆへに毎秋御所中また江戸御用に召れ、一番取二番取とて公儀よりも奉行来りて取らせらる。此三番取終るまで社家中一切松茸を門内へ入れ

ず。これ山の茸を取らざる疑ひをさけん為なり。去ゆへ世間よりはおそく松茸を喰。これ二奇なり。

(53) 一 昔し歌舞妓狂言師坂田藤十郎といふ者あり。其性質上品者にて傍輩の役者に似ず。爰にまた奥田意休といふ針医師名手にて其比世に賞せり。此人もすぐれて花奢風流を好み、当世歴々と交り深かりし。秋の比歴々の親友四五人さそひ、江州大津の尾花をみると三井寺麓小関へ行れしが、意休がいふ、尾花をみると遙々是へ尋ね来る者外にはあらじ。あわれ好事の我等也と頗る自負し、尾花波よるなど古歌を口ずさみ、傍若無人に來りしに、かの薄原に床机を居へ老人座し、酒筒をひらき遊ぶものあり。よくくみれば坂田藤十郎なり。互に知りし故藤十郎いふやう、各様は淋しき所へよくも御出候ひしといふ。意休いふ、我等今もいひしは、此処の尾花見ん者外に誰かあらじと思ひしに、其元に先を越され無念也といふ。藤十郎答へて、私義每秋來り候が、去秋は病氣に取合得参らず、残念に候といふ。各々是を聞て驚きけりとぞ。実に好事の妓芸者也。其後は尋る者も稀なりしが、今はいかゞ成つるや知らず。近年専ら人々の行しは高雄の紅葉・龍安寺の水鳥・北山の鹿島・真葛ヶ原の秋虫・九條河原の菊花月、処々に佳氣有。是も塩小路の月見橋などへ尋ね行。

月見橋とは生酢屋橋と俗に称する橋の事也。

(54) 一 一年天竜寺と相国寺と争論有。両寺の役者江戸へ下り、寺社奉行へ罷出公事御聞なされ候へ共、双方殊の外入くみたる事にて裁許すまず、御老中評議に及びけり。然るに土屋相模守殿、天竜寺訴訟披見有りて申さる、は、何と御僧法中に公事争論といふ事、釈氏の教へに有之哉、否とたづねらる、。天竜寺の和尚しばらく黙していふやう、至極御尤なる御不審に候へども、訴訟状これへ下され候へとて、訴訟引やぶりにて申さる、は、誠に御教化の如く釈氏の教へにもなき公事申出、おのゝ様へ御苦勞をかけ申候段至極誤り入候。向後此論は相やめ申べく候とて帰られける。其翌日相州殿御屋敷へ行れ対面して申さる、は、昨日御教化僧道にては恥入候。併し一件の御尋ね申度

事是有と。凡天下の御役所に社奉行と申職定め置る、は、何の役また何の爲に候やと申さる、。相州殿つくく聞れて忽ち座を立長老の手を取、扱々昨日は不調法なる義申入候。如何にも裁許仕るべし。誤り入候とて此長老を称美有りしとぞ。

(55) 一 水戸光圀公、或日尾州公を御招請有て御居間にて終日御饗応有。其翌日尾州殿の御城付菅野谷治郎兵衛、水戸殿の御城付岡島藤左衛門幸忠(老後虚舟)に参会せしに、治郎兵衛いふ、昨日尾州どの其元より帰られ候や否や、申聞る、事有之間、家中皆々早く相詰候様にと申出され候に付、是は只事には有まじと各々怪しみ早々相詰候へば、今日水戸殿へ行しに居間にて物語申べしと申さる、に付、居間へ通りけるに、定めて唐めきたる物好共にて美麗を尽され候なるべし。夫を見せん爲の事にやと推量せしに、案の外至極粗相なる普請にて、其上せまき所天井并に壁などは皆反古にてはられ候。我方より遣したる文なども見へてゆへ、是は余り詫たる事かなと申候へば、是にて事足り候。天井および壁などはごみをおとすまじき為、手づから慰みに張候と申され候。さて心安きは召つかひの女子ども、常のま、にて給仕いたし候様に申付候とて、女子を給仕に出され候。其女共を見るに貞容すぐれたる人は一人もなく、其上みな麗末なる物を着し候。我等かたにては次々の女にもあの様なるは老人もなく、大方其方どもの召使ひにもあれ程まではあらじとおもふ程也。斯のごとくあくまで内の奢りを禁じ色を好まざる段、誠に感じ入たる事也。是等の趣き其方共の心得に申聞せ候。尤此段いつにても遅からぬ事なれども、予物忘れする故忘れぬ内にと早速申聞するよし申聞され候。拙者此段承忍ながら殊の外感じ奉り候よし、治郎兵衛物語仕候。実に御世の時にも御内証の御様子は千石計の御旗本衆などの内証とも有べき。またそれよりも内端にも有べきやと思ふ程にて有之候。尤夏冬の御衣服も垢付を御す、がせ、敝れを御綴くらせ、しきしのあたり候なんぞをも召れ候。其外の御事は是に準じて思ひやり奉るべし。

(56) 一 光圀公御隠居の砌り、御宝物并金銀等及び万の器物何にても、西山へ御

携へなされず。但し御書物は御預りのよし綱條卿へ仰られて、あまたの御書物どもを西山へ御持せなされ候。常々は御茶湯御好みなされ候が、好といふものは器もの、欲出来る者也とて、御隠居の後にはふつと御やめになされ候。又御能御仕舞なども御止みなされ候。西山にては御世の時より万事尚更軽き御事なり。朝夕の御膳も一汁二菜三菜の淡薄なる飽食を聞し召、御小袖も絹紬のもの計御めし、御定紋も御もちひなされず、丸の内に葵といふ文字を御付けなされ候。御夜着は昔しより薄き絹の御夜着一つ、薄き絹のふとん巻つのみにて、外になんにも御用ひなされず候。御頭巾もいつの比よりの古きを御改被遊ず召させられ候〔茶縮緬の御頭巾也。久敷御近習の者は、凡此御頭巾四十年余もなり候よし〕。御隠居以後は、水戸へ御出または御旅行の節は、御自身に御床のあげおろし遊され候。御近習には御かまはせ不被成候。大方の事は御手づから遊ばされ候。かやうに被遊候事も人に心を御付候はんとての御事もと皆人申候。さてつねに御領内の出家・山伏・社人を賓客となされ、御家士を友となされ、四時の風景を御たのしみ詩歌を御もてあそび、徒然には書を相手になされ、西山にて歌舞等一度もなく、或は御領内を御めぐり民をば御恵みなされん事を思し召、或は神社へ御入有て本儀を正し附会を御改め、或は民に農業を御おしへなされ候。西山御山荘にては正月御門松も立られず、五節句等其外何にても御祝儀の事なし。只正月十一日御具足ひらきの御祝義ばかり、毎年厳重に遊ばされ候よし。御隠居後義式立られ候節は、御衣服御指貫を召れ、御帽子或は燕尾を冠りなされ候。また御旅行の時はお脇差計り御さしなされ候。西山へ御引こみ遊ばされ候後、終に江戸へ御登りなされ度との御事は飯染にも宣はず。或人申上らる、は、ちと御参府被遊は然るべくなど、申上候へば、仰に、隠居の身として参府の窺ひ不相応の義也。自然召されて候は、参府もすべしと仰られ候。然る処一年ふと御意あつて一度江戸へ御出遊ばされ候。

(57) 一 西山公御隠居後、水戸の内又は御領内御旅行の節、向より参り候者をとめ、或はよけさせ申事御嫌ひなされ候。世に有ものは高き卑きによらず、

用をか、へ歩行するものなり。われは世になき身にて、往来の人を止させよ
けさせる事は道にあらずとの御意なり。御旅行の節はよせ馬并に掃除等仕候
事、御てうじなされ候。

(58) 一 西山公御参府被遊候。翌日御登城の節、御供廻甚だ御減少なされ、無紋
の御挟箱御もたせ、御鍵も一すじになされ、御明日もめし連られず候ゆへ、
江戸にては諸人誰さまとも見分不申候よし。

(59) 一 西山公つね々御嘶し被遊候は、世上にては我事を学文ずきにて武芸は
好まずと申げに候。武芸は武家の常なれば、す、めずとも諸士みなたしな
むべき事也。学文は多くは人々不好事に候間、人の人たる道を少しにても知
らせ度おもふ故に、学文の義世話にする也と仰られけると也。

(60) 一 元禄十五年四月廿六日、將軍家加賀守綱記公へ御成に付、御用意かねて
前々より専らにて、現に廿三日の比に及び、加賀守殿より使者にて吉良上
野之介へ申進らる、は、御成も最早近日に罷成候。御座敷の役其外何角御見
分有て御差図に預りたしと御入來被下候様にと申遣わさるに、上野之介殿い
かにも心得候とて、兎角難洪せられて廿五日に及でも見へず。加賀守殿も、
是は定めて其期にのぞんで見分ありて、何ぞ非難申手を取らせんとの事なる
べしと。然れども是非なしとて案じ居られける。現に廿六日四つ時に見分に
來られて、ことごとく見分せられしに何も難少事も見へず。金張の腰障子を
見て、此障子腰通例より高く御座候。鬱陶しく候程に腰下き障子にかへ候
と申さる、。早速同じ位の三通出され、何れに仕るべしとて是も手をつかれ
ず。さて外のやう向の座敷を見廻して、此庭中向ひ高塀にて仕切られ候へと
申付らる、やいなや、御手の大工百人計罷出押廻し、二拾間計の高塀を暫時
の間に建ぬり付しに、上野之介殿も肝を潰されしとぞ。扱御前の飯米はい
かゞと尋ねらる、。則精米壹粒多りに用意申付候。御次までも斯のごとくに
候と申さる。下々の飯米はいかゞと尋ねらる、。夫は末々の事ゆへ其ま、の
よし。上野介殿申さる、は、いや／＼かくのごとく多人数入こみ事故、御台
所にて紛れ合万一にも末々の飯米、御前の内へ入り交り砂など有ては心元な

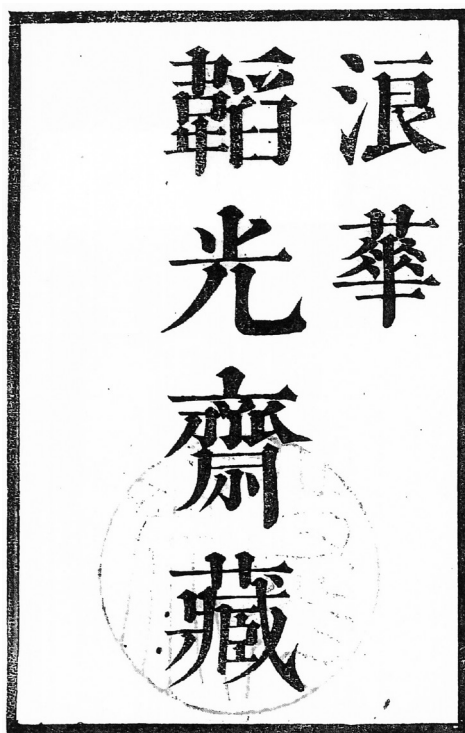
し。一統に一粒ゑりになされ候得と差図あり。然らば御覽下され候へと、御
仲間三百人計り呼出し目通り庭上にて精米一粒づ、撰り出せり。扱役人ども
申は、精米七十石余一りうゑりに撰出させ候。是程にては御末々のまで不足
あらじと申ければ、上野介殿もあきれ果て、何を難題申懸候へども一つも手
づかへなく帰られし。追付御成有しと也。

(61) 一 室町四条南に傘張有。油日屋仏右衛門といふ。妻はお蓮といへり。世に
奇怪の名ぞかし。或日何事故か御町奉行所へ出しに、珍ら敷名ゆへ御ふしん
あり。子細を御尋ねなされしに、元來私義江州油日村といふ在郷出生故、家
号に用ひ申候。また仏右衛門とは私若年の比より後生を願ひ入候所、或時あ
みだ仏夢に告玉ふは、汝事念仏情らず唱へ申べし。後生は極楽へ疑ひなく迎
ひ取らん。其印には手の内へ仏の字を書玉ふ。夢覚て余り有がたくいよ／＼
朝暮念仏申候。是則仏約と相心得て、其時より仏右衛門と名乗り候と申演し
かば、御奉行衆大に笑わせ玉ひしと也。

(62) 一 下立売に大黒屋藤蔵といへる製薬店有。生得正直町嚙なる人也。或時見
世にて手代葉をきざみ居るを見て、何をきざむと尋ねしに、半夏を割み候と
いへば、番頭を呼で半夏のきざみはあらし、今少しこまかにきざみませと言
付たりしに、番頭のいふ、是は茯苓にて半夏にてはなしといふ。藤蔵聞て、
夫はうるんなる事也。我今聞は半夏也といふ。其方は茯苓といふ。いかにし
ても紛らわしき薬也。其薬種ことごとく堀川へ捨べしと申付たり。折ふし二
条の薬種屋來合せたりしに、是はあまり費なる事なり。川へ捨てんより我々
に下され候へといへば、藤蔵いふ、其元持帰りいかゞ致さる、やと問へば、
わたくしに下され候は、製薬に用ひ候と申。藤蔵大にしかり、其方沙汰のか
ぎりを申さる、。凡薬種は人間性命の事にかゝる大切の物なり。しかるをか
やうの紛らわしきものにてこしらへるとの事は有まじきとて、みな／＼川へ
すてさせけり。

(63) 一 高倉二条の南に三文字屋平左衛門といふ者有。平生小袖の絵を書て業と
す。常に一冊の小帳を置いて諸方より頼む絵のあたひをしるし置。臘月の末に

いたれば、此冊子をはづしそれぐの先へつかはし、価ひの錢をあつめけり。
誠に心に煩ひのなき生害をいかばかりかたのしからん。葛天氏之民といふべ
し。世上名にめで利におもむく和尚先生の輩、あにこれを見て恥ざるべけん
哉。



(図版)